省エネ法に基づく登録建築物調査機関の調査業務を開始しました

各　位

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、当センターでは、お客様へのサービス向上を図る観点から、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 76 条第 1 項の規定に基づき、「登録建築物調査機関」として平成 27 年 8 月 4 日国土交通省中部地方整備局に登録し、平成 27 年 8 月 20 日から下記業務を開始しました。
詳しくは、建築物調査部　審査調査課（電話 054-202-5572）までお問合せ下さい。

記

登録建築物調査機関による建築物調査業務概要（省エネ法に基づく定期報告）

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、「省エネ法」と略称します。）では、特定建築物※1の省エネルギーに関する措置の届出をした建築物や空気調和設備等建築設備の維持保全の状況を3 年ごと※2 に報告しなければならないことになっています。
定期的な報告に当たっては、『建築物の所有者又は管理者が自ら直に届出事項に関する維持保全の状況について報告する方法』と『登録建築物調査機関に調査業務を依頼する方法』とがあります。

※1　特定建築物

省エネ法では建築物の省エネルギーに関する措置の届出及び定期報告が必要な特定建築物（住宅事業建築主が建築する特定住宅を除く。）を、次のように規定しています。
第 1 種特定建築物　床面積の合計が、2,000 ㎡以上の建築物
第 2 種特定建築物　床面積の合計が、300 ㎡以上 2,000 ㎡未満の建築物

※2　定期報告

建築主又は建築物の管理者は、特定建築物の省エネ法に基づく届出をした事項について、届出をした日の属する年度の末日から 3 年ごとに区分した期間の最終年度内に維持保全の状況を所管行政庁に報告する必要があります。第 2 種特定建築物にあっては、空気調和設備等の建築設備に限るとし、また住宅の届出である場合は除かれます。

当センターは、省エネ法に基づいた「登録建築物調査機関」（国土交通省中部地方整備局登録**13**）で、建築物の所有者や管理者から調査業務の依頼を受けて、建築物の維持保全状況の調査を実施し、その結果を所管行政庁に報告する業務を行っています。

詳細についてはこちらまで↓
国土交通省：改正省エネルギー法関連情報（住宅・建築物関係）
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html